第3期川崎市子どもの権利委員会からの 「川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)」 の提言に対する措置

2010 (平成22) 年11月

川崎市

川崎市は、2007(平成19)年10月に「川崎市における子どもの相談及び救済について」第3期川崎市子どもの権利委員会に諮問を行い、これに対し2010(平成22)年2月23日に答申がありました。

本書は、「川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)」の提言に対して、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき、川崎市・川崎市教育委員会が講じた措置又は講じようとしている措置について公表するものです。

2010 (平成22) 年11月 川崎市長 阿 部 孝 夫

【参考】川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

- 第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子 どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。
- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民

のうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に 臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も

同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

- 第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、 その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障 の状況について調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

- 第40条 <u>市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるも</u> のとする。
- 2 <u>市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものと</u> する。

目次

1	人権オンブズパーソン	
	提言 1 ·····	1ページ
	提言2	3ページ
	提言3	4ページ
	提言4	4ページ
	提言5	5ページ
	提言6	6ページ
	提言7	6ページ
2	児童・青少年電話相談及び児童虐待防止センター	
	提言 1 ·····	7ページ
	提言2	8ページ
	提言3	8ページ
3	教育相談	
	提言 1 ·····	9ページ
	提言2	9ページ
	提言31	0ページ
4		
4	スクールカウンセラー	4 00 5"
	提言 1	
	提言21	
	提言31	
	提言4	
	提言51	
	提言61	3ページ
5	インターネット問題相談窓口	
	# 提言 1 ··································	1 ^° − ≥"
	提言2····································	
	· 提言3···································	
	ixed U	
6	こども支援室こども相談窓口	
	提言 1 ······· 1	6ページ
	提言2	
	提言32	1ページ
	提言4····································	3ページ
	提言5····································	
	提言6····································	
	提言7······3	

1 人権オンプズパーソン

〔市民オンプズマン事務局人権オンプズパーソン担当〕

【提言(1)】

人権オンプズパーソンの認知度を高めるため、しくみや事業内容を分かりやすい手段で市民に知らせること。特に子どもへの広報にあたっては、親しみやすい方策についても配慮すること。

講じている措置

子ども相談カードは、親近感をもって常時携帯できるようカラー印刷で 「みんなのサポーター」のサブタイトルとロバのイラストを入れ、両面はポリフィルム加工により光沢と耐久性を加えました。

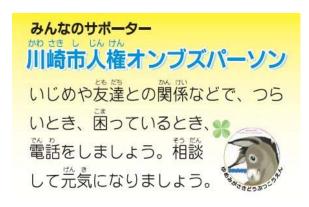
また、新たに「子ども向けリーフレット」等を作成し、これらを学校等を通じて児童・生徒に配布した他、今年度は新たにこども文化センター等にも子ども向けリーフレットを配布しました。広報については、局長会議等を通じて全庁的に周知を図るとともに、各関係部署への協力依頼や市ホームページでの制度紹介に加え、教育委員会「教育だより7月号」に人権オンプズパーソンの紹介記事を掲載しました。

報告書の充実について、「救済申立ての表」に「申立・調査開始年月、終了年月、活動回数」と「子ども教室」でパーソンの写真を掲載し、「権利を侵害されたと思われる年代(前年度比)」「相談住所別(前年度比)」のグラフを追加するなど、報告書の構成を見直しました。

講じようとしている措置

制度周知について、子どもの権利の日のつどい・各区子どもフェスタ等で「子ども向けリーフレット」を配布し、市内掲示板のポスター掲示や駅市政情報掲示版・アゼリア地下街等の広報スペース等を利用して市民への広報を充実させます。

相談カード



でんわ 044-813-3110
フリーダイヤル(無料) 0120-813-887

「日・水・金曜日 午後1時から午後7時 土曜日 午前9時から午後3時 祝日・年末年始は休みです。

子ども向けリーフレット(三つ折)



リーフレット(中)



【提言(2)】

学校及び児童養護施設における「人権オンプズパーソン子ども教室」や児童養護施設への訪問事業は、子どもの人権理解および人権オンプズパーソン制度の周知の機会として効果が高いため、より多くの子どもと教職員に働きかけるとともに、そのための体制を整備すること。

講じている措置

子ども教室の開催については、全市小中学校長会において、制度説明と子ども教室の 実施校の選定を行うとともに、児童養護施設での実施に向けて所管課と日程などの調整 を行いました。

また、人権オンプズパーソンによる研修会の実施については、今年度新任校長研修会において、人権オンプズパーソンを講師として派遣し、制度の正しい理解と学校との一層の連携を図ることとしました。

さらに関係機関等への協力依頼については、区役所こども支援室長会議や教育担当課 長会議等において、制度利用の周知を図り、相談・救済事案に係る協力等を依頼しまし た。

講じようとしている措置

子ども教室も5年目になり、子どもがより高い関心をもってくれるよう内容・方法等の点検をして充実を図ります。その他、多様な広報媒体の手法を検討し、より多くの子どもや職員に周知を図ります。

【提言(3)】

年次報告書等を通じた事業の運営状況の公表にあたっては、統計的な相談件数等に加えて、どのような解決方法を採っているのかについて、市民が理解できるように分かりやすく記載すること。それにより、市民が事業内容を検証できるようにすること。

講じている措置

活動状況等の公表については、個人情報保護の観点などを踏まえ、人権オンブズパー ソンにおける相談活動について理解を得られるように報告書を工夫しました。

講じようとしている措置

今後も、提言の趣旨に沿ってより分かりやすい活動報告を行うよう検討します。

【提言(4)】

子どもが安心して相談できるアクセス方法の充実、多様な相談機会の確保に努めること。あわせて、相談場所等の環境整備にさらに取り組むこと。

講じている措置

市ホームページやメール等を利用した気軽な相談の促進を図り、当所まで来れない子ども等との面談については、人権オンプズパーソンと専門調査員が子どもの来やすい場所の近くまで出向き、区役所や市民館等の安心して相談できる場所を確保して相談に応じています。また、相談場所の環境整備については、川崎市男女共同参画センターの協力を得て、相談者の状況や相談内容に応じて3階相談室内の面接室、グループ相談室、保育室等(相談者の同伴児保育等)の活用を図りました。

講じようとしている措置

子どもの権利の日のつどい、各区子どもフェスタ及び巡回相談等を利用して、多様な相談機会の確保を行い、人権オンプズパーソン制度利用の広報に努めます。また、相談環境の整備については、電話相談室等の整備を検討するとともに、子どものアクセスしやすい区役所会議室等の利用や「巡回人権オンプズパーソン」の会場確保等に取り組みます。

【提言(5)】

子どものSOSを受け止めるため、専門調査員には、子ども固有の問題に精通し、専門分野、性別、年齢等において多様な構成による人材を確保すること。また、職員の資質を向上するための研修機会の充実、支援体制の整備に引き続き留意すること。

講じている措置

専門調査員の適確な人材の確保については、今年度の専門調査員の任用に際して、精神保健福祉士としての経験や年齢に配慮し、子どもの相談に対して適確な人材を採用しました。

専門調査員に対しては、人権オンブズパーソンがパーソン会議・事例検討会等で子どもの相談事案をスーパーバイズするほか、事務局職員も含め研修会への積極的な参加や「子どもの救済とリーガルサポート事例集」や子どもに関わる法律・教育・心理等の関連文献等の提供により資質向上を図っています。

また、専門調査員・事務局職員が、相談関係機関研修やNPO合同研修会に参加する ほか、施設見学(子ども夢パーク)、関係機関会議(相談連絡会議)に出席し、関係職 員との情報交換、連携を図っています。

【提言(6)】

第三者機関としての立場を活かし、子どもが安心して生きていけるようにするため、 他の関係機関とのセーフティネット構築に連携・協力すること。

講じている措置

セーフティネットの構築については、相談・救済申立てにおいて、人権オンプズパー ソンが子どもの意向を尊重して家族、関係機関と意見交換を行う中で必要な対応策を提 案し、適切な方策を講じています。

また、事務局職員が関係機関(総合教育相談センター、区役所こども支援室、こども 家庭センター、児童相談所等)の教育担当課長会議、こども支援室長会議、要保護児童 対策協議会、児童福祉審議会、人権擁護委員会議等に出席し、活動報告及び意見交換を 行い、連携の促進を図っています。

さらに、子どもの居場所であるこども文化センター、子ども夢パーク、NPO教育活動総合サポートセンターと連携して、相談・救済活動について情報発信し利用促進を図り、子どもの 権利学習等資料で紹介を行います。

【提言(7)】

制度改善のための意見を表明し、子どもの権利保障に向けて予防的な効果を図ること。

講じている措置

児童虐待の疑いのあるケースについて発意調査を開始し、児童虐待に対する早期対応 が図られるよう市の体制のあり方等について調査・検討を行っています。

2 児童・青少年電話相談及び児童虐待防止センター

[市民・こども局こども家庭センター中央児童相談所]

【提言(1)】

子どもが安心して利用してみようという気持ちになるために、SOSカード配布時に どのような声かけ等をするのが効果的なのか検討すること。そのために子どもへの説明 資料の内容を見直すとともに、教員に周知を図ること。

講じようとしている措置

SOSカードの効果的な配布にあたっては、22年度「児童虐待防止対策委員会」の中で作業部会を立ち上げ、その配布に係る課題の一つとして検討を重ねているところです。

また、教員が参加する研修や会議等でSOSカードのPRを行います。

子どもへの説明資料の内容についても、22年度「児童虐待防止対策委員会」の作業 部会で見直しをしています。

教員に対してはSOSカード配布前に修正後の説明資料を配布して周知を図ります。

【提言(2)】

相談員は、話しの中に隠された危険を捉える感覚や相談スキルを身につけること。そのために相談員の資質の向上を図る研修システムを充実させること。

講じようとしている措置

毎月1回実施している相談員の定例会で、電話相談専門の外部講師等による研修を実施します。また、いたずら電話やおとなからの電話相談についても真摯な姿勢で対応するよう、日常的に確認し合います。

また、リピーターや困難事例等 1 ヶ月の間で気になった事例を相談員自身が提出し、 情報を共有するとともにその対応について検討を行います。

相談員が対応に困った際タイムリーに相談できるよう、所内の専門職や上司が常時相 談を受ける体制づくりをします。

【提言(3)】

受けた相談を適切につなげていくルートを確立していくこと。そのために他の相談・ 救済機関、特に人権オンプズパーソンとの相互理解を深め、適切な連携が図れるように すること。

講じようとしている措置

相談内容を踏まえてより適切な相談窓口につなげるため、年度当初に相談窓口の情報確認を行いました。年度中も新たな情報の収集に努めます。

また、相談者の了解を得るよう努め、児童相談所を介し紹介先への相談が円滑に行えるようつなぎます。

関係機関に対し、それぞれの電話相談に関する機能や役割等の理解を深めていただけるよう、周知に努めます。

また、児童相談所を介した他機関との連携を積極的に行うよう努めます。

3 教育相談

〔教育委員会事務局総合教育センター教育相談センター〕

【提言(1)】

子どもが安心して相談できるよう、子ども向けの広報の充実に努めるとともに、アクセスしやすい相談のあり方を工夫すること。

講じている措置

教育相談センターのホームページに「子ども用相談」の窓口を設け、平仮名での案内 も選択でき、子どもの年齢層に合わせた広報を行っています。

子ども専用電話相談窓口や24時間電話相談等の案内を取り入れた相談カードを毎年 発行していて、今後も市立学校の子どもたちへの配布を継続していく予定でいます。子 どものあいだでメールの活用が日常的になっていることを活かし、メール教育相談を立 ち上げました。

【提言(2)】

相談員は、専門分野等において多様な構成による人材を確保すること。

講じている措置

教育相談の内容も多岐にわたり、それぞれの役割の専門性に応じた人材の確保に努めており、臨床心理士、教職経験者、NPO、または、アドバイザーとして精神科医、大学教授など多様で有能な人材の活用を図っています。

【提言(3)】

他の相談・救済機関やフリースクールなど子どもを支援する民間団体等との相互理解を深め、相談を子どもの権利に即して適切につなげられるように実質的な連携を図ること。特に不登校の子どもについては、子どもの意見を尊重しながら子どもの最善の利益を考慮して、連携先や進路を関係者とともに模索すること。また、子どもの人権侵害事案については、人権オンプズパーソンとの連携を視野に入れて対応すること。

講じている措置

教育相談センターでは、児童相談所、精神保健福祉センター、県警少年相談・保護センター、民間のフリースクール、学校関係者等と年3回定期的に連絡協議会を開催し、連携を深めています。

講じようとする措置

人権オンプズパーソンとの連携については、必要に応じて進めています。今後も、諸 機関・施設との情報連携・行動連携が図れるように努めていきます。

4 スクールカウンセラー

[教育委員会総合教育センター教育相談センター]

【提言(1)】

各学校において子どもへの周知を図るため、分かりやすい広報について工夫すること。

講じている措置

本市では平成8年度からスクールカウンセラーの導入が始まって以来、学校独自の広報・啓発活動を毎年積み重ね、現在ではその認知度は高くなっています。

広報の具体的な例としては、次のようなことが挙げられます。

- ・「相談室だより」を生徒および保護者に対して発行し、相談の申し込み方法やスクールカウンセラーの勤務日を掲載
- ・相談室のポスター、ミニパンフレット作成
- ・保健室や校内を巡回
- ・1年生を対象としたクラスごとのカウンセリングルーム見学会
- ・学校のホームページ上への公開 など

【提言(2)】

学校巡回カウンセラーを拡充すること。そして心のかけはし相談員との連携を図ること。 と。

講じている措置

学校巡回カウンセラーは平成19年度より新規事業として開始し、小学校へは要請による派遣、高等学校へは定期的に派遣している。現在は7名体制となり専門性を持った優れた人材の確保に努めています。

心のかけはし相談員は、教職員をはじめ、児童相談所、精神保健福祉センター、NPOなど関係機関と年3回不登校対策連絡協議会に参加し情報交換の機会を設け連携を図っている。学校巡回カウンセラーとは合同の研修会を設ける方向で検討しています。

【提言(3)】

子どもが安心して利用できるように、秘密が守られる場所の確保、SOSを受け止める雰囲気や人間関係の形成に最大限の配慮をすること。

講じている措置

相談者の心理的状況に十分配慮して、安心して相談ができる環境に配慮した場所の確保やソファーやカーテンなど取り付けるなど相談環境の整備等に努めてきました。

また、相談室への直通電話が設置されており、教職員を通さずにスクールカウンセラーとのやり取りが出来るようになっています。

さらに、カウンセラーは教職員との連携を図りながら情報交換を密にし、自らも校内 を巡回するなど普段からの状況把握にも努めています。

【提言(4)】

学校組織内で、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、コミュニケーションを取る体制を構築すること。そのために、個人情報保護の原則を踏まえたうえで情報共有のあり方を確立すること。

講じている措置

個人情報保護の原則を踏まえたうえで、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が情報交換を行う場を必要に応じて設けるように努めています。特にスクールカウンセラーは、学年会議、生徒指導部会や職員会議などに参加し校内の組織内で連携をとっています。

講じようとする措置

それぞれの専門性と機能を生かせるよう、情報交換のあり方については今後さらに検 討をしていく方向でいます。

【提言(5)】

スクールカウンセラーは、人権オンプズパーソンをはじめ関係機関との相互理解と実 質的な連携を図ること。

講じようとする措置

スクールカウンセラーにつきましては、ケースの状況によって、児童相談所をはじめ 関係諸機関と連携をとって子どもたちの支援をしてきました。今後も、連携のあり方に ついては検討を重ねていきます。

【提言(6)】

スクールソーシャルワーカーが、子どもの権利の視点から、子ども・家庭・学校・関係機関をつなぐ役割を果たすこと。そのために十分なスクールソーシャルワーカーの拡充を検討すること。

講じている措置

月1回のスクールソーシャルワーカー連絡会において、実際の支援活動では子どもの 立場や考えを尊重し、子どもが安心して生活できることを第1に考えて対応することを 確認しています。

また、各区の実態に応じて、要保護児童対策協議会や子ども支援推進会議、子どもに 関する関係者会議等に参加し、区役所内の関係部署や児童相談所などとの連携を図り、 子ども・家庭・学校・関係機関をつなぐ役割を果たしています。

講じようとする措置

スクールソーシャルワーカーを各区 1 名配置するために、 3 名増員分の予算措置を講ずるよう関係部局と調整しています。

5 インターネット問題相談窓口

〔教育委員会事務局 総務部 教育改革推進担当〕

【提言(1)】

インターネット技術の進歩に応じて、高度な専門性を持った相談員を確保すること。そ して、専門的知識や技能の維持・向上をいっそう図ること。

講じている措置

インターネット技術の進歩や子どもたちの情報活用状況等に対応できるよう、基礎的な情報関連知識を習得し、情報教育だけでなく学校教育全般及び児童生徒指導等にも精通している相談員を配置しています。

相談員は、インターネット問題連絡協議会や情報教育関係の研究会に参加し、最新の情報及び専門的な知識の研鑽に努めるなど、相談者への適切な対応に役立つ専門性の維持・向上に努めています。また、相談員同士の打合せや情報交流を定期的に行い、専門性を要する相談や対応困難な事例に対する適切な対応について、常に共通理解を図るようにしています。

【提言(2)】

人権侵害を伴うような困難な事例に適切に対応するため、学校、人権オンプズパーソン、その他の関係機関等が相互理解を深められるよう連携の強化を図ること。

講じている措置

人権侵害を伴うような困難な事例に対しては、学校や区・教育担当、教育相談室等と の連携を図り、適切な対応が図れるよう配慮しています。

講じようとしている措置

インターネット問題以外での相談等についても、学校、人権オンプズパーソン、その他関連機関等が相互理解を深めて対応が図れるよう、「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」における情報交換や取組の連携について確認し合う等、連携の強化に努めてまいります。また、人権侵害を伴うような困難な事例に対して、総合教育センター「24時間電話相談」、「子ども専門電話相談」や「川崎市人権オンプズパーソン」等の相談窓口を紹介する等、適切な措置が図れるように配慮してまいります。

【提言(3)】

多様化する子どものインターネット問題の現状を把握し、相談窓口事業の経験・成果に基づいて子どもの権利の視点を踏まえた情報教育、情報モラル教育をよりいっそう進めること。

講じている措置

これまで、子どもたちのインターネット利用に係る現状は、相談窓口の運営による対応の成果に基づいて分析しています。また、トラブルの未然防止を図るために、情報・視聴覚センターにおける情報モラル教育の推進や児童生徒及び保護者への啓発活動を行っています。具体的には、相談窓口の周知や情報モラル教育の普及を目的とした相談カード「児童生徒保護者のみなさまへ」や保護者向けリーフレット「快適なネットライフのために」を作成、配付しています。

6 こども支援室こども相談窓口

[所管課:各区役所 こども支援室]

【提言(1)】

教育、保健、福祉等の窓口が一本化されたメリットをさらに活かし、乳幼児の保護者をはじめ、総合的な子どもに関わる支援の体制整備を図り、こども支援室としての機能・ 役割を充実させること。そのために相談員の増加も含め安定した体制づくりをすること。

講じている措置:

崎区役

所

Ш

関係機関との連携を深め、情報の共有を図り多方面からのサポートを行っています。

様々な面で子育て支援機関・団体との連携は進んできています。幼保小連携では 小学校・幼稚園授業参観や懇談会、小学校教諭による保育園での実習研修も実施し、 徐々に交流が広がっています。今後、継続的に取り組みます。

また、学校現場で子どもに関する問題が生じた場合、関係機関と速やかに連携を図り適切な対応が取れるよう、区内小学校・田島養護学校の教諭を対象に連続した研修を開催しました。

講じようとしている措置:

平成22年4月から2名の職員が増加配置され、窓口対応は安定しましたが、相談員の増加及び質の向上を図ることについては、所管担当部署と協議していきます。

講じている措置:

幸区役所

教育、保健、福祉等の窓口が一本化されたことにより、学童期の相談についてこども支援室でも支援する体制が整備され、また、乳幼児の相談に関しては、これまでの保健福祉センターを中心とした支援を継続するとともに、こども支援室でも必要に応じて連携・調整をする等、総合的なこども相談窓口の充実を図っています。

平成22年4月にこども支援室職員(保育士1名、事務職員1名)が増員された ことにより、未就学児への子育て支援や幼保小連携をさらに強化していきます。 幸

講じようとしている措置:

区役

所

平成22年4月から2名の職員が増加配置され窓口対応は安定しましたが、相談員の増加及び質の向上については所管担当部署と協議していきます。

講じている措置:

中原区役

所

こども支援室の各担当ごとに区内の子ども関係機関(学校、幼稚園、保育園、子育て支援センター、こども文化センター等)との定期的な情報交換・共有を図り、 行政内での体制整備の充実を図っております。更に、地域子育て支援団体とのネットワークの連携強化など総合的な子どもに関わる支援体制の充実を図ってまいります。

平成22年4月から子ども施策に知識のある2名の職員が増加配置され、窓口対応 の充実を図りました。

講じようとしている措置

平成22年4月にこども支援室職員が増員されたことにより、未就学児への子育 て支援や幼保小連携をさらに強化していきます。

講じようとしている措置:

高津区役

所

学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、室内または庁内でのカンファレンスや会議において、教育・保健・福祉分野の情報共有を密に行い、 子どもに関わる支援体制の整備を図ります。

平成22年4月から2名の職員が増員配置され、窓口対応(母子健康手帳交付、保育所案内等)は安定しましたが、相談員の増加及び質の向上を図ることについては、所管担当部署と協議していきます。

宮 前 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

講じている措置:

保育所連携担当に平成22年4月から職員2名が増員、未就学児への子育て支援 の充実、また、幼保小の連携が強化されました。

講じようとしている措置:

担当者間の情報の共有、相談内容の検証、学習、研修への参加の推進などにより、 安定した窓口体制の整備を図っていますが、相談員の増加及び質の向上については、 所管担当部署と協議していきます。

多 塺 X 役

講じようとしている措置:

区内の教育、保健、福祉等の機関との連携を強化するため、庁内の関連部署との 情報の交換や発信の協力体制の整備に努めるとともに、地域の支援者のネットワー クを有効にするため、多摩区こども総合支援連携会議や幼保小連携を中心に情報の 所|提供や事業の協力体制を推進していきます。

平成22年4月から保育所等連携担当課長の下に2名の係長級の職員が配置され 窓口での相談体制が充実されましたが、引き続き子ども教育相談員・家庭相談員の 増員や質の向上について所管部署と協議していきます。

麻 生 $\overline{\mathsf{X}}$ 役

所

講じようとしている措置:

子どもの相談や子育ての支援を行うために、こども支援室学校・地域連携担当(教 育委員会)、保健福祉サービス課、保護課などと連携・調整を行い、的確な支援の解 決を図ります。

また幼稚園・保育園、小・中学校等の巡回訪問も行い、情報交換を密にし、連携の 強化を図ります。必要に応じ、児童相談所、百合丘障害センター、北部療育センタ ーなど専門機関が麻生区は、特に充実していますので、関係機関と連携を図り、相 談体制の充実を図ります。

相談の体制づくりについては、保健福祉センターの関係部署と相談・調整に努め 体制づくりのための会議を開催するなど検討に努めます。なお、相談強化のため、 相談員の増加は必要と考えますので、所轄をする担当部署へは要望をしていきます。

【提言(2)】

子どもが気軽に、安心して電話相談・来所相談ができるよう、特に子ども向け広報に力を入れること。

講じている措置:

川崎区役

所

子ども・保護者向けにパンフレット「かわさきくの子ども」を区内保育園・幼稚園・小学校・中学校全児童・生徒に配布しています。

「かわさきくのこども」(こども総合情報紙A3版両面二つ折り)

配布時期 年1回9月頃(発行部数25,000部)

内 容 子育て中の保護者が手軽に情報を入手できるよう、こども支援室の主な事業をルビ付きで掲載

幸 区

役

所

講じようとしている措置:

今年度中に、こども相談窓口の子ども向けパンフレットを作成し、小学校、中学校、高校等の生徒に配布する予定です。また、生徒や保護者に配布している「こども情報ネット」でも相談窓口等の広報をしていきます。

中原区役

所

講じている措置:

毎年新1年生(小学校・中学校)と保護者を対象としたこども支援室案内リーフレット(「子ども権利の尊重」「子どもの声に耳を傾けて」「子どもの交通事故や被害に気をつけて」などの内容掲載)の配布をしています。今後も継続し広報の充実を図ります。

講じようとしている措置:

中原区の小学生以上を対象としたホームページの「なかはらっこ広場」を活用するなど、広報の充実を図ります。

高津区役

所

講じている措置:

平成21年6月1日~30日まで、区役所1階ロピーのモニター広告に「こども相談」の案内を流し、来訪者への広報に努めました。

高津区役所	講じようとしている措置: 「高津区こども・子育てフェスタ」(11 月 13 日開催)の会場に、こども支援室のリーフレットをおき広報します。 区の「こどもページ」の「区役所ってどんなとこ?」のこども支援室の内容に「こども相談」を明記し、こどもへの広報を充実させます。
宮前区役所	講じようとしている措置: 宮前区こども支援室ホームページで「こども相談」について広報します。
多摩区役所	講じている措置: こども支援室のご案内リーフレット(相談窓口の活用について)を区内の小学校・中学校へ配布し、電話・来所等相談の広報に努めています。 講じようとしている措置:
	区ホームページにある多摩区こどもページの情報発信やこども向け事業の紹介などの充実を継続します。
麻生区役所	講じようとしている措置: さまざまな問題や悩みに直面している子どもが相談できるような環境をつくり、 相談体制の充実や分かりやすい広報が必要です。ホームページの子ども向け広報を 充実させること、また、小中学生向けのイベントちらしに、裏面を活用し、子ども 用の相談案内を周知する内容を掲載していきます。

【提言(3)】

区の特長と独自性を活かしつつ、他区の先進事例を参考にして、外国人市民等の多様な文化的背景を持つ子どもや地理的にアクセス環境のよくない子ども等にも利用しやすい条件や環境の整備を図ること。

講じている措置:

川崎区

役所

日本語の読み書きが不得意な子どもと保護者を支援するため、「川崎区通訳及び 翻訳バンク」制度を委託運営しています。

「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」、「校長会」等関係機関・施設及び 地域の支援活動団体の代表者で構成する会議などで広報する場を拡大しています。

幸 区

役所

講じようとしている措置:

昨年度末に改訂した幸区子育で情報誌(おこさまっぷさいわい)に、外国人市民等にも利用しやすいよう外国籍の保護者向けインフォメーション情報を掲載しました。また、今後は、こども相談窓口のパンフレットにルビをふる等、外国人市民に配慮したものを作成していきます。

-原区役

講じようとしている措置:

外国人市民の子どもの相談に対応するために、国際交流センターとの連携を進め 支援の強化を図ります。

高津区役

講じている措置

高津区子育で情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」に、外国人市民等にも利用 しやすいようページを設け、情報を充実してきました。

宮前区

役 所

講じている措置:

区役所へ来所しにくい野川・有馬地区の方々が利用しやすいよう南野川小学校第4校舎を利用し、「こどもサポート南野川」を平成21年5月より開設しました。フリースペースや未就学児とその保護者がつどうサロン、遊びの会、不登校等の生活・学習支援の他、子ども・子育て相談、子育てに関する情報提供等を行っています。今後も内容等を充実、強化し、利用しやすい条件・環境整備に努めます。

多摩区役所

講じている措置:

多摩区子育てBOOKに外国籍の親子のためのページを設けています。

外国人市民の転入者向けのリーフレットを区民課の職員と共同で作成し区民課で の配布・案内の協力体制をとっています。

ホームページによる子育で情報の発信として多摩区子育でWEBをリニューアル し利用しやすい工夫を継続します。

講じようとしている措置:

外国人市民等の子育て支援をするために、相談に関するパンフレット(外国版) を区役所こども情報コーナーや区民課(外国人登録窓口)、また、外国人のための 相談窓口である地域振興課(区民相談窓口)にも配架の協力体制を行い、周知を強 化します。

併せて、2010年3月に発行した子育で情報誌(きゅっとハグあさお)の改訂版を発行する際には、外国人市民向けのページを確保し、相談窓口等を掲載し発行していきます。

また、こども支援室では、学校・地域連携担当とともに、地域振興課の所管である「あさお多文化サポートネットひまわり(外国籍等のこどもの学習の支援)」との連携を図ったり、区内の市民団体である「麻生外国人医療情報へルプライン(外国人のための医療相談)」を利用するなどして、こどもの支援を強化していきます。

こども文化センターとは、年6回館長会議等を開催したり、主任児童委員や保健 師が訪問をしたりして情報交換を行っている。問題があれば、随時連絡を取り合い、 関係機関などにつなげています。

また、子どもネットワーク会議には、館長も参加をしてもらい、子ども関連団体 や関係機関と情報共有を図り、事業の推進に取り組んでいます。

22

麻生区役所

【提言(4)】

区役所窓口に加え、子どもの日常的な居場所、活動の場において、相談を受けられる 体制づくりをすること。その際、こども文化センターの活用等を検討すること。

川崎区役

所

講じている措置:

平成21年度からフリースペース「こどもサポート旭町」として、不登校等の課題を抱えるこどもや保護者に対して居場所を提供し、こどもひとり一人に適した対応をしながら、学校や社会への復帰に向けた支援を実施しています。

なお、平成21年9月までは月1回の実施でしたが、10月以降週2回(火・金曜日)に拡大して実施しています。今後さらに連携を図っていきます。

旭町こども文化センターを活用し、週2回(火・金曜日)上記のフリースペース を実施しています。

幸区役分

講じている措置:

こども支援室設置時から、区役所窓口に加え、必要に応じ教育相談員が家庭訪問して直接こどもの相談に応じたり、登校支援を行ったりしています。また、保護者向けには地域子育て支援センターでの出張健康相談等を実施し、保護者が気軽に相談を受けられる体制づくりを行っておりますが、今後も継続して実施していきます。

こども支援室設置時から、必要に応じて情報交換を密にし、連携がとれる体制を構築していますが、平成22年度から区内各こども文化センターを活用した土曜子育て支援講座(パパっとサタデー)を月1回程度開催する等、こども文化センターとの連携強化を図っています。

中原区役

所

講じようとしている措置:

区役所窓口に加え、必要に応じ教育相談の家庭訪問などで、直接こどもの相談に のれる体制を継続して実施していきます。

こども文化センターと情報を共有しながら、地域の子ども支援団体と連携している子育で・子ども支援ネットワークの強化を図り、事業連携などを図ります。

高
津
X
役
所
宫
前

講じようとしている措置:

こども文化センターや地域子育て支援センター等にこども支援室のリーフレッ トを配布し、相談等について連携を図ります。

こども文化センターの活用については、所管担当部署と協議していきます。

$\overline{\mathsf{X}}$

役 所

講じている措置:

こどもサポート南野川では毎月、情報共有、事業の運営などについて情報交換会 を行っています。相談体制の強化についても、討議中です。

こども文化センターとの交流会・ネットワーク会議などにおいて、相互の子ども たちの相談内容などを共有し、支援にむけての連携について情報交換などを行って います。

多 X 役

所

講じている措置:

親子のつどいの場や親支援講座や、保育所でのプレママ・プレパパ体験や闌庭開 放など保護者が気軽に相談を受けられる体制づくりと、相談対応の情報共有、必要 時は関係機関や関係部署と連携をとり合ってフォロー体制を整備しています。

認可・認可外保育所、私立幼稚園を巡回訪問し情報の提供を行っています。

4月から区内全てのこども文化センターだよりを収集し、こども支援室窓口で情 報を掲示しています。

館長会議で多摩区こども支援基本方針の説明をしこども施策の連携・協働を推進 します。

こどもの外遊び事業において、こども文化センターに協力依頼し、利用している 子どもたちの参加を促すと共に、子どもリーダーの育成を協議します。

麻 生 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

講じようとしている措置:

必要に応じて家庭訪問等を行い、直接子どもの相談にのれる体制を継続して実施 すると共に、周知を強化します。こども文化センター、地域子育て支援センター等 と情報を共有し、子ども・子育ての支援を担う場として、今後、相談が受けられる ような体制づくりの必要もあると考えます。

こども文化センターとは幼保小連携の交流会やネットワーク会議、訪問などを通 じて情報を共有しながら、支援にむけて連携を強化しているため、今後も活用も含 めて協議していきます。

【提言(5)】

子どもの相談に関しては、プライバシーの保護のため、電話相談を受ける独立した相 談ブースを確保すること。また、来所相談者が安心して話ができる相談室の確保をする こと。

講じている措置:

来所相談者については、安心して話ができる相談室が確保されています。

講じようとしている措置:

電話相談を受ける独立した相談ブースの確保は、現在のこども支援室の機能や、 スペースの関係もあり、全市的に検討が必要と考えます。

講じている措置:

本年3月15日から来所相談者のプライバシーに配慮し、安心して話ができる相 談室を設置しました。また、以前から保護者が子どもと一緒に来所した際は、保護 者が相談している間、子どもが安心して過ごせるよう玩具や子ども用椅子の配置な ど、アメニティーの整備を行っています。

講じようとしている措置:

電話相談を受ける独立した相談プースの確保は、現在のこども支援室の機能やキ ャパシティーの関係もあり、今後に向けて全市的かつ総合的な検討が必要と考えま す。(専任相談員の配置、相談場所の確保等が必要。)

講じようとしている措置:

電話相談の対応環境整備については、独立した相談プースの対応とはなっていま せん。今後全市的な検討がなされることが必要な案件であり、関係局に要望してい きます。

来所相談については、個室で対応を行っています。安心して相談できる空間が確 保されるよう配慮してます。

25

Ш 禬

 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

幸 X

役

中 原 X

役

所

高津区役

講じようとしている措置:

電話相談を受ける独立した相談ブースの確保は、現在のこども支援室の機能やレイアウトの関係もあり、今後に向けて全市的かつ総合的な検討が必要と考えます。

現在、プライバシーに配慮し、他課の相談室を使用していますが、来年度の庁内レイアウト変更に向けて、検討ワーキングにおいて相談室の確保を要望しています。

宮前区

役所

講じようとしている措置:

独立して電話相談を受ける体制は、業務内容の検討も関わってくること、スペースにゆとりが無いなどの問題があり、今後に向けて全市的かつ総合的な検討が必要と考えます。区としましては、平成23年度に予定している区役所リフォームの中で検討委員会に窓口カウンターからの距離の確保を要望中です。

平成23年度に予定している区役所リフォームの中で検討委員会にて相談室の確保について検討中です。

多摩区役

所

講じている措置:

現在は保健福祉センターと共有で個別の相談室を使用し安心して相談できる環境を保持しています。また子どもが同伴の場合は子ども用の玩具や絵本などの対応を心がけています。

講じようとしている措置:

電話相談を受ける場所としては、市民に聞こえない配慮はしていますが、常設の 相談プースの確保については区役所のレイアウト委員会でも検討していきます。

麻生区

役所

講じている措置:

プライバシーの保護は重要であると認識していますが、区役所に、専門ブースや専用電話を設置するには、さまざまな課題があります。相談スペースの場所については、プライバシーが守れるように配慮しています。

プライバシーの保護は重要ですので、来所相談者が安心して話ができる相談室として、保健福祉サービス課の相談プースを使用して個人情報の保護に努めています。

【提言(6)】

相談の受け手は、職種や経験年数にかかわらず、子どもからの相談を受けるために必 要な知識やスキルを確保すること。そのため研修システムの整備、スーパーバイズ、ケ ア体制等のしくみづくりをすること。

講じている措置:

Ш 禬 X

役 所

相談担当のスキルアップのため医師によるスーパーバイズを実施しています。

- ・実施状況 毎月1回
- ・内 容 原因の分析と解決に向けた対応策の検討

講じようとしている措置:

相談員については、経験年数等にかかわらず、スキルを持った人材の安定した確保 を所管課に要望していきます。

職員の研修システムの整備等仕組みづくりについては所管担当部署へ要望してい きます。

$\overline{\mathsf{X}}$

講じようとしている措置:

こども支援室設置時から、相談員の知識やスキルの確保については、OJTや派遣 研修等を通じて確保・向上に努めています。今後は、知識やスキルを持っている人材 所の確保についても担当所管部署に要望していきます。

職員の研修システムの整備、スーパーバイズ等の支援体制の体制づくりについて は、所管担当部署に要望してまいります。

講じている措置:

中 原 区

現状では、精神医療の側面でのスーパーバイザーとして精神保健福祉センターが入 り、児童相談所、障害支援担当係、児童家庭支援担当係、こども支援室が入った検討 役(会を実施しており職員の事例対応の検証の場となっています。また、個々の専門職の 所、研修についても県・市で開催される研修によりスキル向上に努めています。

中

講じようとしている措置:

原 区

役

知識とスキルをもった人材確保については、所管担当部署に要望をしていきます。 職員の研修システムの整備、スーパーバイズ等の支援体制の体制づくりについて

所 は、所管担当部署に要望していきます。

講じている措置:

高 津 X

役 所

県や市などが主催する専門研修に積極的に参加し、相談を受けるために必要な知識 やスキルの確保に努めています。

講じようとしている措置:

知識やスキルをもっている人材の安定した確保を所管担当部署に要望していきま す。

職員の研修システムの整備、スーパーバイズ、ケア体制等のしくみづくりについて は、所管担当部署に要望していきます。

講じている措置:

宮 前 X

所

県や市、他機関で行われる研修に積極的に参加し、相談を受けるために必要な知識 やスキルの確保に努めています。また、庁内連絡会議を関係課と4月、5月に行い必 役と要な情報を迅速に室内で共有できるようにしています。

保健福祉センターで行われている事例検討会などを利用し、精神科医師等の助言を 得ています。また、必要時には、区役所内、他機関とのカンファレンスをコーディネ ートし支援体制についての協議を行っています。

講じようとしている措置:

今後、知識やスキルを持っている人材の確保については担当所管部署に要望してい きます。

こども支援室として、職員の研修システムの整備、スーパーバイズ等の支援体制の しくみづくりについては、所管担当部署に要望していきます。

多 摩 $\overline{\mathsf{X}}$

所

講じている措置:

積極的に専門機関や関係部署が主催する研修や会議に派遣し報告による新たな知 識・情報の共有を図ります。また室内で事例の検討等〇JTによるスキルアップに努 役めています。

相談に従事する職員や相談員の配属については、子どもの相談に対応できる知識や 職歴などの考慮を担当所管課に提言等します。

困難事例については関係部署と共に専門職を交えてのスーパーバイズの実施を継 続しています。

講じようとしている措置:

研修システムの整備、スーパーバイズ、ケア体制等のしくみづくりについては、担 当所管へ要望していきます。

麻 生 $\overline{\mathsf{X}}$

所

市

民

بح

も 局

講じようとしている措置:

子どもからの相談を受けるために必要な知識やスキルを確保するため、職員には、 研修会や研究会など積極的に受講を促し、相談員のスキルの向上に努めていきます。 また、相談スキルを持つ人材の確保が必要と考えています。

人材育成の予算、仕組みづくりについては、関係局と調整に努めていきます。

謙じている措置:

家庭相談員につきましては、国、県、市が主催する6回の研修会及び児童相談所と の連絡会、市内施設の見学を実施しています。教育相談員につきましては、助言者同 席のケース検討会を3回(9事例)、市内施設見学を2回実施し、それぞれの相談業 務に関するスキルアップを図っています。

講じようとしている措置:

家庭相談員、子ども教育相談員ともに、引き続き、要綱に定められた有資格者の確 も 保に努めていきます。

昨今の相談内容の複雑多岐化に対応するため、上記の研修だけではなく、こども家 庭センターが主催する職員向け研修を積極的に活用し、各相談員の更なるスキルアッ プに努めていきます。

یع 福 祉 課

【提言(7)】

他の相談・救済機関や民間団体等との相互理解を深め、実質的な連携を図ること。特に子どもの人権侵害事案に関しては人権オンプズパーソン、児童相談所、シェルター等の民間団体との情報交換を密にし、連携が取れるような体制を構築すること。

神· 之容

Ш

禬

 $\overline{\mathsf{X}}$

役 所 講じている措置:

子育て支援関係団体と相互理解を深めるため、定例的に会議を開催しています。

- ・ネットワーク会議(全体会議30団体 年2回)
- ・ネットワーク会議課題別部会(発達支援部会10名年2回・思春期対策部会 10名2回・ボランティア育成部会9名5回)
- ・幼保小代表者連絡会 年2回(幼稚園19・公立保育園9・民間保育園17・小学校20)
- ・幼保小校長・園長連絡会 年1回(同上)
- ・幼保小実務担当者会議 年2回(同上)
- ・公民保育園長・主任児童委員懇談会 年1回

(公立保育園9・民間保育園17 川崎区主任児委員1)

- ・民間保育園長連絡会 17保育園 年4回
- ・地域子育て支援センターの連携 8施設 年11回

幸区役

講じている措置:

こども支援室設置時から、個別のケース支援を通じ、総合教育センター、発達相 談支援センター、児童相談所等の他の相談・救済機関や民間団体等と連携を行って おり、今後も関係を強化していきます。

講じようとしている措置:

各関係機関とは必要に応じ、情報交換を密にし、連携がとれる体制を構築しています。

講じている措置:

中原区

相談の個別支援では、必要に応じ総合教育センター、児童相談所、発達支援センター等へ連携すると同時に、中原区子どもの発達支援検討会などを通じて、連携の強化を図っています。

役 所 中 原

講じようとしている措置:

 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

今後も個別支援の中で、人権オンブズパーソン、児童相談所、シェルター等の連 携促進・強化を図っていきます。

高 津 $\overline{\mathsf{X}}$

役

講じようとしている措置:

児童相談所とは月1回連携のための会議をもっており、他の相談機関や民間団体 等とは、要保護児童対策地域協議会実務者会議などを通じて相互理解を深め、連携 を図っていきます。また個別相談事例については今後一層カンファレンス等連携を 所 強化し、各機関と共通認識の下に対応していきます。

窓口で受けた相談内容により、人権オンブズパーソンや児童相談所、シェルター 等にもつないでいけるように、日頃より情報交換等連携を図っていきます。

宮

講じている措置:

前 X 役

所

こども支援室設置移行、要保護児童地域対策協議会実務者会議で事例をとおして、 相談、救済機関の機能などの理解を深めています。また、個々のケースについては、 必要な機関等と連携し支援を行っています。

人権オンブズパーソン、児童相談所とは必要時の連携体制は整備されています。 シェルターなどとは保健福祉サービス課児童家庭支援担当を通して連携体制を図っ ています。

多

塺

X

役

講じようとしている措置:

区内の子育て支援関係機関や団体と共に、相互理解を深め必要時にスムーズに連携 を取れる様に、定例的に会議を開催します。

児童虐待防止対策として児童相談所や関係機関、関係部署等と連携し、要保護児童 所一対策地域協議会のあり方を検討します。

事例を通して人権オンプズパーソン、シェルター等の民間団体や、各関係機関等と も連携を図りながら支援体制をとっていきます。

麻 生 X 役

講じている措置:

児童相談所や区内にある百合丘障害者センターとは、毎月1回情報交換や検討会を 行い、その他必要に応じて常に連絡を取り合っています。北部療育センターや大学 の心理学部等の関係機関とも研修会への協力や相談など、随時連絡を取ることがで 所き、非常に関係がスムーズな関係ができています。

また、要保護児童対策協議会やネットワーク会議などを通じて、さまざまな機関の 相互理解が深まっています。今後も連携の強化を図っていきます。

講じようとしている措置:

プライバシーの保護を重視し、上記関係機関や民間団体と引き続き連携体制を強化 していきます。

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室(子どもの権利担当)

電話: 0 4 4 - 2 0 0 - 2 3 4 4 FAX: 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 1 4

E メール:25zinken@city.kawasaki.jp